

堺市特別職報酬等審議会

(資料)

令和5年2月

堺市人事部

目 次

	ページ
1 首長の退職手当制度を廃止した自治体……………	P 1
2 他都市の報酬等審議会における首長の退職手当のあり方についての議論	P 2
3 民間企業における退職慰労金制度……………	P 4
4 堺市長の給料月額等の支給実績……………	P 5
5 堺市長の退職手当の支給実績……………	P 6
6 政令市の市長の給料月額等の状況……………	P 7
・ 条例上	
・ 減額措置適用後	
7 中核市（近畿地方）の市長の給料月額等との比較 ……	P 9
・ 条例上	
・ 減額措置適用後	

資料①「首長の退職手当を廃止した自治体」

都市名	施行日	実施内容	実施理由	報酬審への諮問	議会での審議
藤井寺市	平成19年7月10日	単に退職手当を廃止し、報酬への振り分けはなし	財政状況が厳しい中、市長が率先して財政の健全化に取り組む姿勢を明らかにするため	諮問なし	特段の議論なし
泉佐野市	平成23年6月1日	単に退職手当を廃止し、報酬への振り分けはなし	財政状況が厳しい中、市長が率先して財政の健全化に取り組む姿勢を明らかにするため	諮問なし	特段の議論なし
大阪市	平成27年2月25日	退職手当4年間分の50%相当を給料の額に還元した上で、退職手当を廃止	大阪市特別職報酬等審議会の答申に基づき実施	諮問あり	特段の議論なし
大阪府	平成27年11月27日	退職手当4年間分の額を給料の額に還元した上で、退職手当を廃止	大阪府特別職報酬等審議会からの答申等を踏まえ実施	諮問あり	特段の議論なし

資料②「他都市の報酬等審議会における首長の退職手当のあり方についての議論」

都市名	答申	議論の内容	年月日
小金井市	退職手当の廃止は行わない	特別職の退職手当の在り方としては、これまでどおり退職手当の支給制度は存続させることとする。	平成24年2月27日
尼崎市	現行の退職手当制度継続が妥当	給与水準の見える化については、現行の給与体系による支給水準に加え、退職手当相当分を含めて年俸換算した場合の総支給額を併記し、発信することで担保することができる。 退職手当の性質をより深く掘り下げて分析し、職務・職責に対して支給すべき退職手当額を定めるという考え方については、一定の妥当性も認められるが、現行の退職手当のうち、在職中に対する勤続報償に相当する額の割合を策定することは、現実的には困難との結論に達した。 退職手当の支給制限機能は、市長の不祥事等不測の事態を想定した規定であり、この規定自体が退職手当の支給の在り方そのものを左右する論点にはならないが、現行規定が最低限の功績反映の仕組みを担保していることも事実であることから、現行制度継続に一定の意義は見出される。	平成24年9月6日
大阪市	退職手当制度は廃止	公選職である市長に、長期間継続勤務して退職する場合の勤続報償としての要素もある退職手当を支給することはなじまず、民間企業においても役員に対する退職慰労金は廃止の傾向にあることをも勘案し、市長への退職手当は廃止する。	平成26年10月21日
大阪府	退職手当制度は廃止	大阪府では、知事の退職手当について、在任中の勤務に対する報償的な考え方が基本にあるものとしてきたところである。これを踏まえ、議論してきたところであるが、公選職である知事に、在任中の勤務に対する報償としての退職手当を支給することは性質上なじみにくい面もあること、民間企業における役員の退職慰労金が廃止傾向にあり、廃止後は役員報酬に振分していること、大阪府の中小企業数が全都道府県の中でも多く、従業員規模が小さくなるほど役員退職慰労金制度がない傾向にあること、また、府民に対する透明性を高めるべきことも考慮の上、本審議会としては、退職手当を廃止し、平成23年の意見具申を受け適正化されている退職手当の額を給料の額に還元することが適当であるとの結論に至った。	平成27年9月1日
神奈川県	退職手当制度は据え置き	退職手当は据え置きでよい。 将来的には退職手当の報償的性質を踏まえ根本的なあり方を議論すべき。 退職手当の性質として、①任用中の報償、②退職後の生活保障という2つの側面があり、特別職においては②の部分をあまり考える必要がなく、また①であれば月々の報酬で評価していくべきという考え方もできる。	平成29年11月14日
奈良市	退職手当制度は維持するのが適当	退職手当については、賃金後払い的な性格、任期満了後の生活保障等の性格、勤続報償的な性格があり、また、優秀な人材の登用のためには、現状としては必要。	平成30年2月14日

都市名	答申	議論の内容	年月日
国立市	退職手当制度は据え置き	退職手当については、在職中の功績に対する「勤続報償」としての性質が強いものであることが確認された。任期ごとに支払われるといった制度の在り方やその額について、市民の一般的な退職手当と比して違いが大きく、理解が得られるかとの議論があった一方で、職責等の特殊性を重要視するべきとの意見が出された。さらには、職責の重要性等への報酬は給料面に対応するべきとの意見もあったものの、世間一般の慣行として退職手当が支給されること等も踏まえ、現行が適正であると考えるに至った。	令和2年10月7日
川西市	現行制度を継続することは現時点において妥当	阪神7都市に加え、本市の人口規模の類似した15万都市との「総年収」ベースでの比較、そして民間企業の役員報酬との簡便な比較を試みたところ、川西市の市長の総年収は、いずれにおいても極めて妥当な範囲内にある。したがって、現行の市長の退職手当についても、総年収の一部としてみた場合、妥当な範囲内であるという結論に至った。 現在の特別職の退職手当制度には不明な点、検討すべき課題が残されていることも明らかになった。何よりも現行制度に付きまとう法的曖昧さと理念の曖昧さが、退職手当の尋常でない「多様性」を生み出していることが指摘されなければならない。また、退職手当をめぐる給料月額と諸手当の振替えという単純だが扱いにくい問題もある。すなわち、第一義的には「総年収」こそが重要であるということが焦点化され、その分退職手当の理念(性格論)は不明なまま宙づりにされるという状況を生み出しかねないのである。基本的性格が必ずしも「基本」とはならず、理念はカッコに入れたまま操作的に「正解」に合わせるという、給料月額への振替えは、そのことを典型的に象徴していると言えよう。	令和3年11月17日



(主な議論のまとめ)
<p>○退職手当制度廃止に肯定的な見解</p> <ul style="list-style-type: none"> ・公選職である首長に、長期間継続勤務して退職する場合の勤続報償としての要素もある退職手当を支給することは性質上なじみにくい。 ・民間企業では役員に対する退職慰労金は廃止の傾向にある。 ・特別職においては退職後の生活保障という退職手当の性格をあまり考える必要がなく、任用中の報償という性格があるのであれば月々の報酬で評価していくべき。 ・任期ごとに支払われるといった制度の在り方やその額について、市民の一般的な退職手当と比して違いが大きく、理解が得られない。 ・職責の重要性等への報酬は給料面に対応するべき。 ・現在の特別職の退職手当制度には不明な点、検討すべき課題が残されている。
<p>○退職手当制度廃止に否定的な見解</p> <ul style="list-style-type: none"> ・給与水準の見える化については、現行の給与体系による支給水準に加え、退職手当相当分を含めて年俸換算した場合の総支給額を併記し、発信することで担保できる。 ・職務・職責に対して支給すべき退職手当額を定める考え方は一定の妥当性も認められるが、現行の退職手当のうち、在職中に対する勤続報償に相当する額の割合を策定することは、現実的には困難。 ・退職手当の支給制限機能は、市長の不祥事等不測の事態を想定した規定となっている。 ・優秀な人材の登用のためには、現状として退職手当は必要である。 ・退職手当は、在職中の功績に対する「勤続報償」としての性質が強く、首長の職責等の特殊性を重要視するべき。 ・世間一般の慣行として退職手当が支給されることからすれば、首長への支給も適正である。

資料③「民間企業における退職慰労金制度」

【調査概要】

調査主体： 人事院

調査対象： 全国の企業規模 500人以上の本店事業所 4,173社を母集団として、企業規模別、産業別に層化抽出した 3,708社

調査時期： 令和元年5月上旬から同年6月末まで

回答状況： 1,560社

<役員退職慰労金の報酬繰入れ状況>

項目			割合
計			100.0 %
報酬繰入れを行った			20.8 %
報酬繰入れを行った	繰入れ割合	全部	15.9 %
		一部	2.4 % 【47.7 %】
		未記入	2.4 %
報酬繰入れを行っていない			77.8 %
報酬繰入れを行っていない	行っていない理由	廃止したが報酬に繰入れていない	8.6 %
		退職慰労金制度を廃止していない	40.4 %
		退職慰労金制度がない	22.1 %
		未記入	6.7 %
未記入			1.4 %

(注)【 】内は、平均繰入れ割合を示す。

【出典 人事院 民間企業における役員報酬(給与)調査 第8表 令和元年 役員退職慰労金の報酬繰入れ状況】

※役員退職慰労金を廃止した企業を母数とした場合の繰入れ割合

報酬繰入れを行っていない			29.4 %
報酬繰入れを行った			70.6 %
報酬繰入れを行った	繰入れ割合	全部	54.2 %
		一部	8.2 % 【47.7 %】
		未記入	8.2 %

資料④「堺市長の給料月額等の支給実績」

	給料月額（円）	期末手当（円）	支給月数（月）	カット率（％）
H13年度	1,190,000	7,382,760	4.7	
H14年度	1,011,500（1,190,000）	6,008,310（7,068,600）	4.5	15
H15年度	1,011,500（1,190,000）	5,874,792（6,911,520）	4.4	15
H16年度	1,011,500（1,190,000）	5,874,792（6,911,520）	4.4	15
H17年度	1,011,500（1,190,000）	5,941,551（6,990,060）	4.45	15
H18年度	1,011,500（1,190,000）	5,941,551（6,990,060）	4.45	15
H19年度	1,011,500（1,190,000）	6,008,310（7,068,600）	4.5	15
H20.1.1～	1,190,000	7,068,600	4.5	
H20年度	1,190,000	7,068,600	4.5	
H21年度	1,190,000	6,518,820	4.15	
H22年度	1,190,000	6,204,660	3.95	
H23年度	1,190,000	6,204,660	3.95	
H24年度	1,190,000	6,204,660	3.95	
H24.7.1～	952,000（1,190,000）	4,963,728（6,204,660）	3.95	20
H25年度	952,000（1,190,000）	4,963,728（6,204,660）	3.95	20
H26年度	952,000（1,190,000）	5,152,224（6,440,280）	4.1	20
H27年度	952,000（1,190,000）	5,277,888（6,597,360）	4.2	20
H28.1.1～1.31	595,000（1,190,000）			50
H28年度	952,000（1,190,000）	5,403,552（6,754,440）	4.3	20
H29年度	952,000（1,190,000）	5,529,216（6,911,520）	4.4	20
H29.10.8～	1,190,000	6,911,520	4.4	
H29.12.1～	595,000（1,190,000）	3,455,760（6,911,520）	4.4	50
H30年度	595,000（1,190,000）	3,455,760（6,911,520）	4.4	50
R元年度	595,000（1,190,000）	3,455,760（6,911,520）	4.4	50
R1.7.1～	833,000（1,190,000）	4,838,064（6,911,520）	4.4	30
R2年度	833,000（1,190,000）	4,838,064（6,911,520）	4.4	30
R2.7.1～11.30	654,500（1,190,000）	4,838,064（6,911,520）	4.4	45
R2.12.1～	833,000（1,190,000）	4,838,064（6,911,520）	4.4	30
R3年度	833,000（1,190,000）	4,728,108（6,754,440）	4.3	30

※（ ）内の数字は、減額措置適用前の額

資料⑤「堺市長の退職手当の支給実績」

氏名	就任年月日	退任年月日 (予定含む)	支給年度 (予定含む)	対象期間 (予定含む)	退職手当支給額 (現行規定に基づく試算)	備考
木原 敬介	H13. 10. 8	H17. 10. 7	H17年度	4年	25,704,000	特例条例により10%カット
木原 敬介	H17. 10. 8	H21. 10. 7	H21年度	4年	26,846,400	特例条例により6%カット
竹山 修身	H21. 10. 8	H25. 10. 7	H25年度	4年	0	特例条例により100%カット
竹山 修身	H25. 10. 8	H29. 10. 7	H29年度	4年	0	特例条例により100%カット
竹山 修身	H29. 10. 8	H31. 4. 30	R1年度	1年7月	0	特例条例により100%カット
永藤 英機	R1. 6. 9	(R5. 6. 8)	(R5年度)	(4年)	(28,560,000)	

資料⑥「政令市の市長の給料月額等の状況」

【条例上】

ア 給料月額(地域手当込)

順位	都市名	額(千円)
1	名古屋市	1,687
2	大阪市	1,669
3	横浜市	1,599
4	神戸市	1,579
5	京都市	1,529
6	福岡市	1,430
7	川崎市	1,392
8	さいたま市	1,391
9	広島市	1,349
9	仙台市	1,349
11	札幌市	1,318
12	千葉市	1,317
13	堺市	1,309
14	相模原市	1,279
15	浜松市	1,277
16	北九州市	1,266
17	静岡市	1,250
18	岡山市	1,194
19	熊本市	1,190
20	新潟市	1,167

イ 期末手当

順位	都市名	額(千円)
1	横浜市	8,442
2	神戸市	8,243
3	大阪市	8,211
4	名古屋市	7,890
5	広島市	7,124
6	京都市	7,092
7	千葉市	6,953
8	堺市	6,754
9	福岡市	6,735
10	静岡市	6,525
11	さいたま市	6,508
12	川崎市	6,502
13	仙台市	6,326
14	岡山市	6,308
15	札幌市	6,276
16	浜松市	5,982
17	北九州市	5,940
18	相模原市	5,916
19	熊本市	4,712
20	新潟市	4,061

ウ 年収

順位	都市名	額(千円)
1	大阪市	28,239
2	名古屋市	28,135
3	横浜市	27,630
4	神戸市	27,193
5	京都市	25,440
6	福岡市	23,895
7	広島市	23,315
8	川崎市	23,206
8	さいたま市	23,206
10	千葉市	22,757
11	仙台市	22,518
12	堺市	22,462
13	札幌市	22,097
14	静岡市	21,525
15	浜松市	21,306
16	相模原市	21,264
17	北九州市	21,143
18	岡山市	20,646
19	熊本市	18,992
20	新潟市	18,065

エ 退職手当額

順位	都市名	額(千円)
1	名古屋市	42,249
2	神戸市	41,961
3	広島市	40,872
4	横浜市	34,384
5	京都市	34,027
6	仙台市	33,955
7	千葉市	33,504
8	岡山市	30,624
9	川崎市	29,952
9	福岡市	29,952
11	熊本市	29,131
12	さいたま市	29,040
13	札幌市	28,876
14	新潟市	28,568
15	堺市	28,560
16	北九州市	26,568
17	静岡市	24,000
18	相模原市	21,926
19	浜松市	20,000
20	大阪市	0

オ 一任期当たり給与総額

順位	都市名	額(千円)
1	名古屋市	154,791
2	神戸市	150,736
3	横浜市	144,907
4	京都市	135,789
5	広島市	134,135
6	福岡市	125,533
7	千葉市	124,535
8	仙台市	124,028
9	川崎市	122,777
10	さいたま市	121,866
11	堺市	118,409
12	札幌市	117,267
13	岡山市	113,208
14	大阪市	112,957
15	北九州市	111,140
16	静岡市	110,100
17	相模原市	106,984
18	浜松市	105,226
19	熊本市	105,100
20	新潟市	100,828

カ 人口

順位	都市名	推計人口(人)
1	横浜市	3,768,363
2	大阪市	2,744,847
3	名古屋市	2,317,985
4	札幌市	1,970,407
5	福岡市	1,619,893
6	川崎市	1,538,721
7	神戸市	1,508,996
8	京都市	1,444,649
9	さいたま市	1,334,975
10	広島市	1,191,903
11	仙台市	1,093,543
12	千葉市	976,925
13	北九州市	925,002
14	堺市	817,441
15	浜松市	783,564
16	新潟市	779,988
17	熊本市	736,329
18	相模原市	725,369
19	岡山市	718,820
20	静岡市	684,940

※① 給料月額、年収、退職手当額及び一任期当たり給与総額は、令和5年1月1日現在の額及び制度で算定（千円未満の端数は切り捨てて表示）
 ※② 年収は、給料月額、地域手当及び期末手当で算定
 ※③ 一任期当たり給与総額は、給料月額、地域手当、期末手当及び退職手当額で算定（一任期は4年間）
 ※④ 人口は令和4年4月1日現在の公表資料を参照

【減額措置適用後】

ア 給料月額（地域手当込）

順位	都市名	額(千円)	カット率
1	横浜市	1,599	
2	福岡市	1,430	
3	川崎市	1,392	
4	さいたま市	1,391	
5	仙台市	1,349	
6	札幌市	1,318	
7	千葉市	1,317	
8	広島市	1,283	5%減額(地域手当は減額しない)
9	相模原市	1,279	
10	浜松市	1,277	
11	北九州市	1,266	
12	神戸市	1,263	20%減額
13	静岡市	1,250	
14	岡山市	1,194	
15	熊本市	1,190	
16	新潟市	1,167	
17	京都市	1,070	30%減額
18	大阪市	1,001	40%減額
19	堺市	916	30%減額
20	名古屋市	500	1,187千円減額

イ 期末手当

順位	都市名	額(千円)	カット率
1	横浜市	8,442	
2	広島市	7,124	
3	千葉市	6,953	
4	福岡市	6,735	
5	静岡市	6,525	
6	さいたま市	6,508	
7	川崎市	6,502	
8	仙台市	6,326	
9	岡山市	6,308	
10	札幌市	6,276	
11	浜松市	5,982	
12	相模原市	5,916	
13	北九州市	5,840	1.7%減額
14	神戸市	5,770	30%減額
15	京都市	4,964	30%減額
16	大阪市	4,926	40%減額
17	堺市	4,728	30%減額
18	熊本市	4,712	
19	新潟市	4,061	
20	名古屋市	2,000	5,890千円減額

ウ 年収

順位	都市名	額(千円)
1	横浜市	27,630
2	福岡市	23,895
3	川崎市	23,206
3	さいたま市	23,206
5	千葉市	22,757
6	広島市	22,529
7	仙台市	22,518
8	札幌市	22,097
9	静岡市	21,525
10	浜松市	21,306
11	相模原市	21,264
12	北九州市	21,043
13	神戸市	20,930
14	岡山市	20,646
15	熊本市	18,992
16	新潟市	18,065
17	京都市	17,808
18	大阪市	16,943
19	堺市	15,723
20	名古屋市	8,000

エ 退職手当額

順位	都市名	額(千円)	カット率
1	広島市	40,872	
2	横浜市	34,384	
3	京都市	34,027	
4	仙台市	33,955	
5	千葉市	33,504	
6	岡山市	30,624	
7	福岡市	29,952	
7	川崎市	29,952	
9	熊本市	29,131	
10	さいたま市	29,040	
11	札幌市	28,876	
12	新潟市	28,568	
13	堺市	28,560	
14	北九州市	26,568	
15	神戸市	25,176	40%減額
16	静岡市	24,000	
17	相模原市	21,926	
18	浜松市	20,000	
19	名古屋市	0	100%減額
19	大阪市	0	

オ 一任期当たり給与総額

順位	都市名	額(千円)
1	横浜市	144,907
2	広島市	130,991
3	福岡市	125,533
4	千葉市	124,535
5	仙台市	124,028
6	川崎市	122,777
7	さいたま市	121,866
8	札幌市	117,267
9	岡山市	113,208
10	北九州市	110,740
11	静岡市	110,100
12	神戸市	108,899
13	相模原市	106,984
14	京都市	105,260
15	浜松市	105,226
16	熊本市	105,100
17	新潟市	100,828
18	堺市	91,454
19	大阪市	67,774
20	名古屋市	32,000

※① 給料月額、年収、退職手当額及び一任期当たり給与総額は、令和5年1月1日現在の額及び制度で算定（千円未満の端数は切り捨てて表示）

※② 減額措置がある団体（網掛けあり）は、令和5年1月1日現在の減額措置（臨時的なものを除く）を適用して算定

※③ 年収は、給料月額、地域手当及び期末手当で算定

※④ 一任期当たり給与総額は、給料月額、地域手当、期末手当及び退職手当額で算定（一任期は4年間）

資料⑦「中核市（近畿地方）の市長の給料月額等との比較」

【条例上】

ア 給料月額(地域手当込)

順位	都市名	額(千円)
1	堺市	1,309
2	高槻市	1,224
3	姫路市	1,215
4	西宮市	1,206
5	尼崎市	1,177
6	吹田市	1,176
7	豊中市	1,159
8	奈良市	1,152
9	寝屋川市	1,142
10	東大阪市	1,133
11	枚方市	1,125
12	八尾市	1,111
13	明石市	1,084
14	大津市	1,032
15	和歌山市	1,007

イ 期末手当

順位	都市名	額(千円)
1	堺市	6,754
2	姫路市	6,417
3	高槻市	6,393
4	西宮市	6,367
5	吹田市	6,138
6	豊中市	6,120
7	寝屋川市	6,031
8	八尾市	5,732
9	明石市	5,658
10	尼崎市	5,631
11	東大阪市	5,506
12	枚方市	5,380
13	奈良市	4,565
14	和歌山市	4,554
15	大津市	4,086

ウ 年収

順位	都市名	額(千円)
1	堺市	22,462
2	高槻市	21,090
3	姫路市	21,002
4	西宮市	20,839
5	吹田市	20,250
6	豊中市	20,030
7	尼崎市	19,755
8	寝屋川市	19,740
9	東大阪市	19,102
10	八尾市	19,064
11	枚方市	18,884
12	明石市	18,666
13	奈良市	18,398
14	和歌山市	16,638
15	大津市	16,470

エ 退職手当額

順位	都市名	額(千円)
1	姫路市	30,585
2	吹田市	29,232
3	堺市	28,560
4	高槻市	25,560
5	奈良市	25,152
6	西宮市	24,891
7	豊中市	24,840
8	東大阪市	24,720
9	枚方市	24,552
10	八尾市	24,240
11	和歌山市	23,712
12	尼崎市	22,598
13	寝屋川市	22,032
14	大津市	21,300
15	明石市	20,812

オ 一任期当たり給与総額

順位	都市名	額(千円)
1	堺市	118,409
2	姫路市	114,594
3	吹田市	110,234
4	高槻市	109,920
5	西宮市	108,250
6	豊中市	104,963
7	尼崎市	101,622
8	東大阪市	101,129
9	寝屋川市	100,994
10	八尾市	100,499
11	枚方市	100,088
12	奈良市	98,746
13	明石市	95,478
14	和歌山市	90,266
15	大津市	87,183

カ 人口

順位	都市名	推計人口(人)
1	堺市	817,441
2	姫路市	525,365
3	東大阪市	488,490
4	西宮市	483,537
5	尼崎市	455,835
6	豊中市	399,965
7	枚方市	393,581
8	吹田市	388,826
9	和歌山市	352,691
10	奈良市	352,264
11	高槻市	350,674
12	大津市	343,817
13	明石市	304,108
14	八尾市	262,088
15	寝屋川市	227,512

※① 給料月額、年収、退職手当額及び一任期当たり給与総額は、令和5年1月1日現在の額及び制度で算定（千円未満の端数は切り捨てて表示）
 ※② 年収は、給料月額、地域手当及び期末手当で算定
 ※③ 一任期当たり給与総額は、給料月額、地域手当、期末手当及び退職手当額で算定（一任期は4年間）
 ※④ 人口は令和4年4月1日現在の公表資料を参照

【減額措置適用後】

ア 給料月額(地域手当込)

順位	都市名	額(千円)	カット率
1	姫路市	1,215	
2	西宮市	1,206	
3	吹田市	1,176	
4	豊中市	1,159	
5	奈良市	1,152	
6	東大阪市	1,133	
7	高槻市	1,118	10%減額
8	明石市	1,084	
9	尼崎市	1,059	10%減額
10	和歌山市	1,007	
11	大津市	928	10%減額
12	堺市	916	30%減額 (地域手当含む)
13	枚方市	900	20%減額 (地域手当含む)
14	八尾市	808	30%減額
15	寝屋川市	799	30%減額 (地域手当含む)

イ 期末手当

順位	都市名	額(千円)	カット率
1	高槻市	6,393	
2	西宮市	6,367	
3	吹田市	6,138	
4	豊中市	6,120	
5	寝屋川市	6,031	
6	八尾市	5,732	
7	明石市	5,658	
8	東大阪市	5,506	
9	姫路市	5,454	15%減額
10	堺市	4,728	30%減額
11	奈良市	4,565	
12	和歌山市	4,554	
13	枚方市	4,304	20%減額
14	尼崎市	4,223	25%減額
15	大津市	4,086	

ウ 年収

順位	都市名	額(千円)
1	西宮市	20,839
2	吹田市	20,250
3	姫路市	20,039
4	豊中市	20,030
5	高槻市	19,812
6	東大阪市	19,102
7	明石市	18,666
8	奈良市	18,398
9	尼崎市	16,935
10	和歌山市	16,638
11	堺市	15,723
12	寝屋川市	15,628
13	八尾市	15,428
14	大津市	15,232
15	枚方市	15,107

エ 退職手当額

順位	都市名	額(千円)	カット率
1	姫路市	30,585	
2	吹田市	29,232	
3	堺市	28,560	
4	高槻市	25,560	
5	奈良市	25,152	
6	西宮市	24,891	
7	東大阪市	24,720	
8	和歌山市	23,712	
9	尼崎市	22,598	
10	寝屋川市	22,032	
11	大津市	21,300	
12	明石市	20,812	
13	豊中市	12,420	50%減額
14	枚方市	0	100%減額
14	八尾市	0	100%減額

オ 一任期当たり給与総額

順位	都市名	額(千円)
1	姫路市	110,743
2	吹田市	110,234
3	西宮市	108,250
4	高槻市	104,808
5	東大阪市	101,129
6	奈良市	98,746
7	明石市	95,478
8	豊中市	92,543
9	堺市	91,454
10	尼崎市	90,340
11	和歌山市	90,266
12	寝屋川市	84,544
13	大津市	82,229
14	八尾市	61,715
15	枚方市	60,429

※① 給料月額、年収、退職手当額及び一任期当たり給与総額は、令和5年1月1日現在の額及び制度で算定(千円未満の端数は切り捨てて表示)

※② 年収は、給料月額、地域手当及び期末手当で算定

※③ 一任期当たり給与総額は、給料月額、地域手当、期末手当及び退職手当額で算定(一任期は4年間)